

都市再生緊急整備協議会 の設立について

都市再生緊急整備協議会

都市再生緊急整備地域における市街地の整備に関する協議を行うため、都市再生緊急整備地域ごとに組織することができる国・地方・民間による官民連携の協議会。協議会は、都市再生緊急整備地域の「都市再生安全確保計画」並びに特定都市再生緊急整備地域の「整備計画」を作成することができる。

協議会の構成員

(1) 国の関係調整機関等の長【法第19条第1項】

国の関係行政機関の長のうち本部長(=内閣総理大臣)

本部長の委嘱を受けたもの(=各省大臣)

関係地方公共団体の長(=都道府県知事・市町村長)

(2) 独立行政法人の長等【法第19条第2項】 → (1)が、協議して加えることができる者

独立行政法人の長

特殊法人の代表者

地方公共団体の長その他の執行機関(関係地方公共団体の長を除く。)

地方独立行政法人の長

都市再生緊急整備地域内において

都市開発事業を施行する民間事業者

都市再生緊急整備地域内において

公共公益施設の整備若しくは管理を行う者

都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、

管理者、占有者

鉄道事業者

地方公共団体

国

民間事業者
など

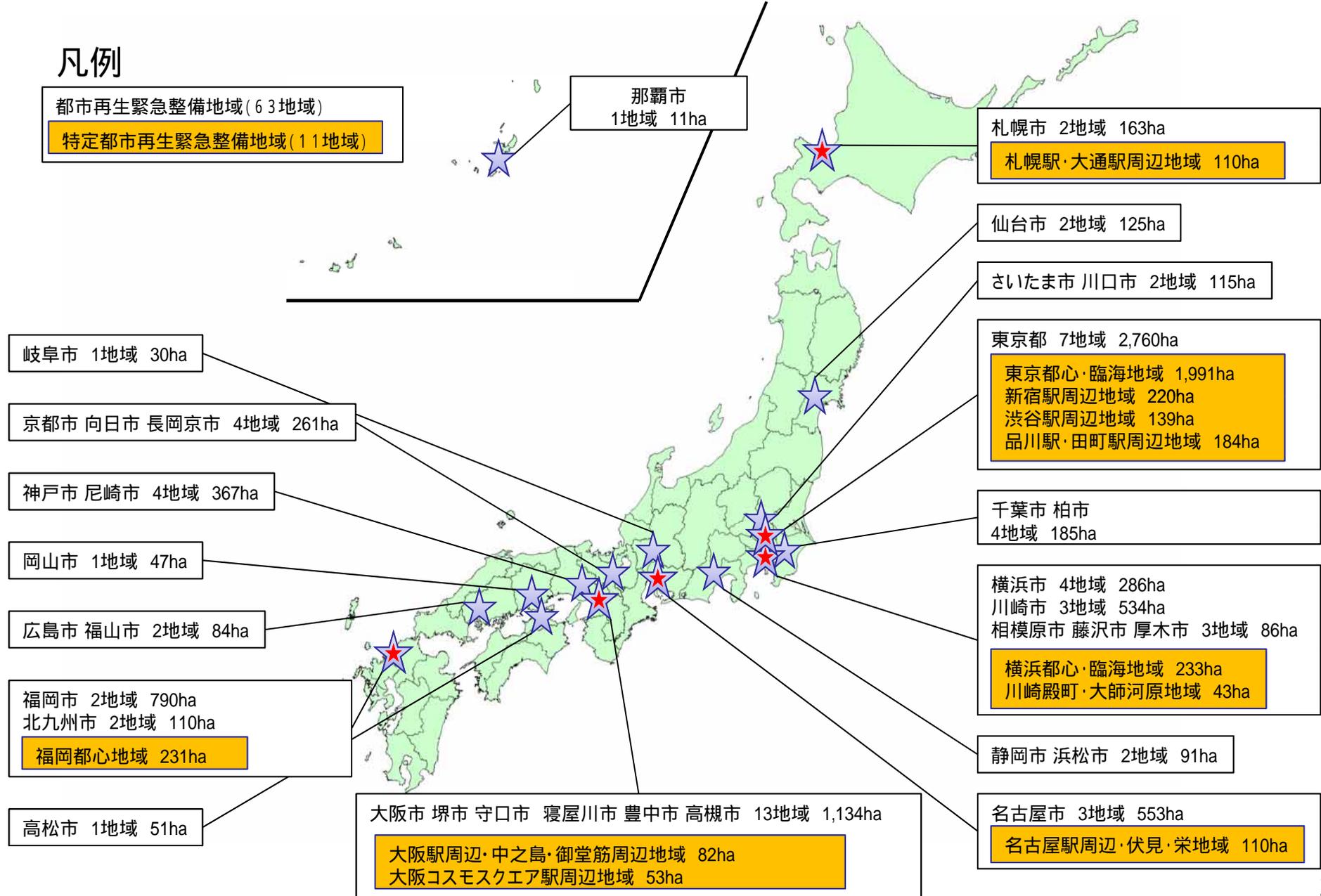


全国の都市再生緊急整備地域及び 特定都市再生緊急整備地域の指定状況について

凡例

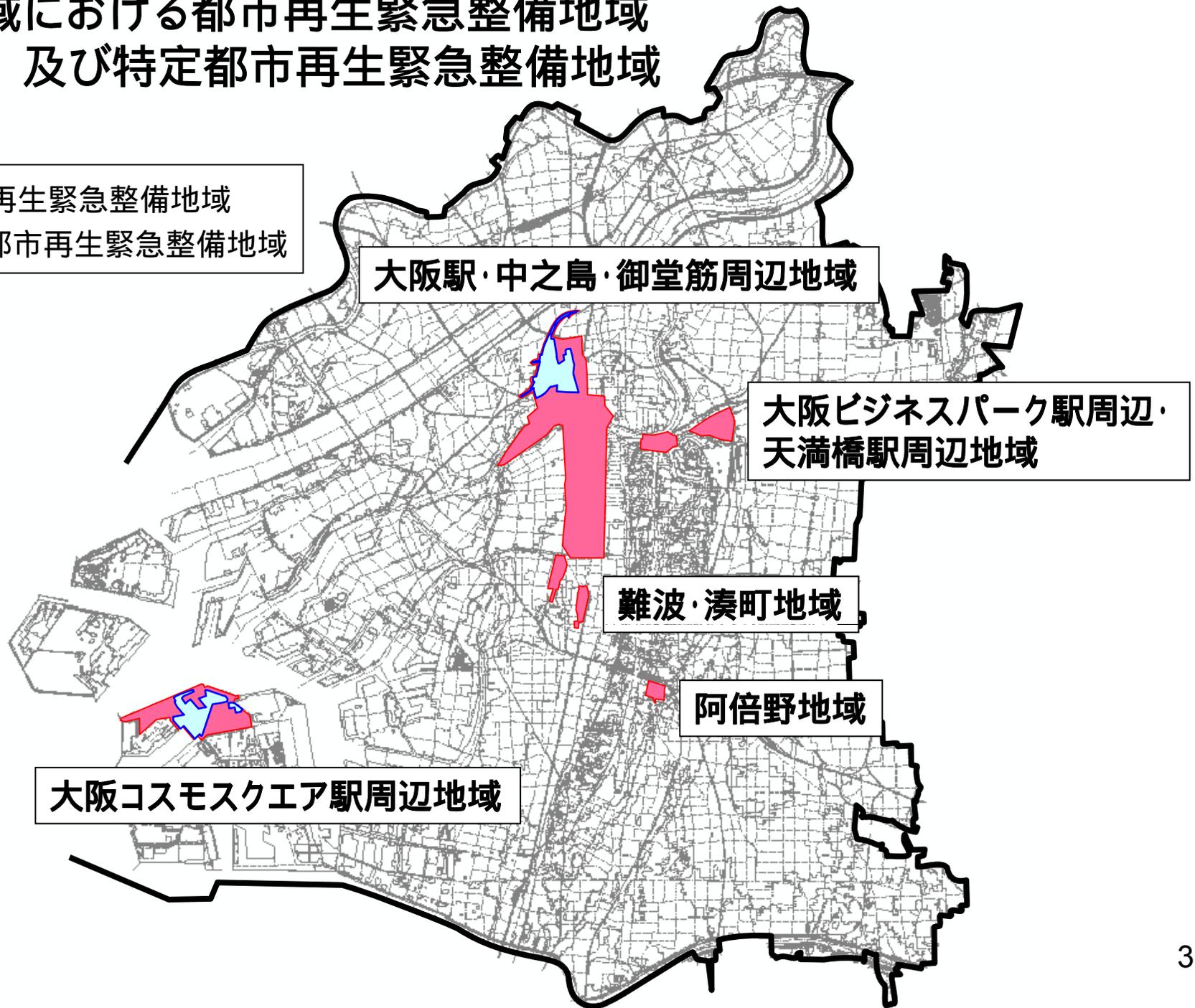
都市再生緊急整備地域(63地域)

特定都市再生緊急整備地域(11地域)



大阪市域における都市再生緊急整備地域 及び特定都市再生緊急整備地域

- 都市再生緊急整備地域
- 特定都市再生緊急整備地域

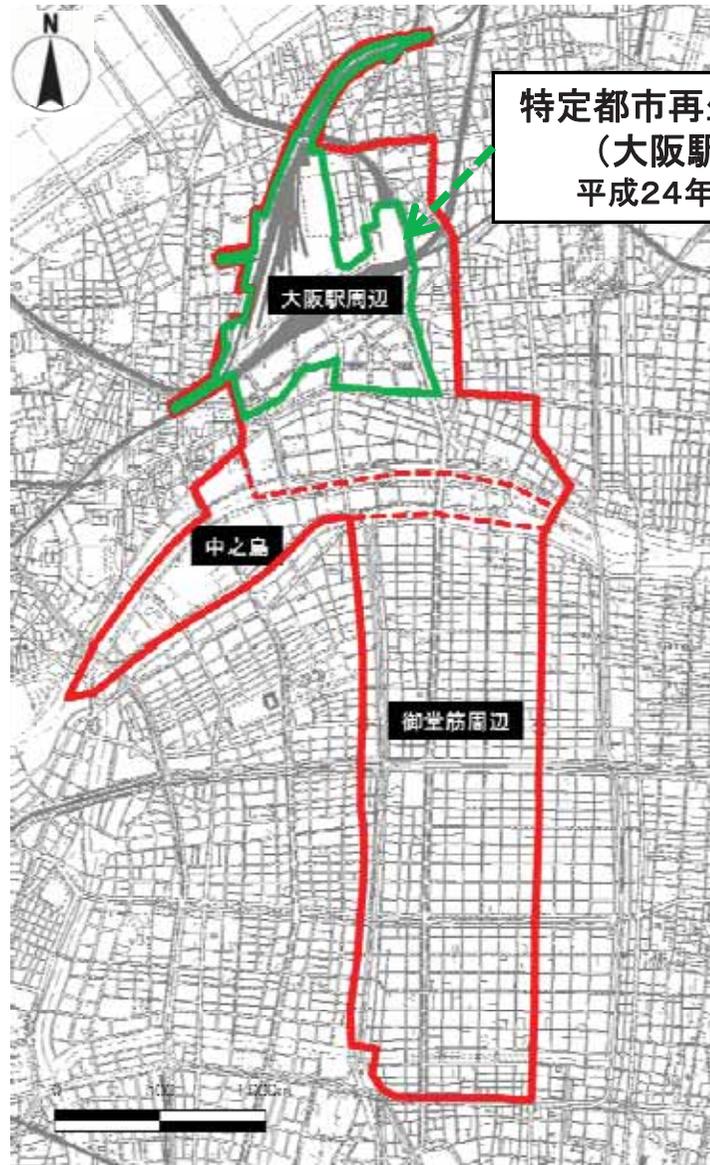


大阪市域における都市再生緊急整備地域及び

特定都市再生緊急整備地域

都市再生緊急整備地域

(大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域)



特定都市再生緊急整備地域
(大阪駅周辺地域)
平成24年1月25日指定

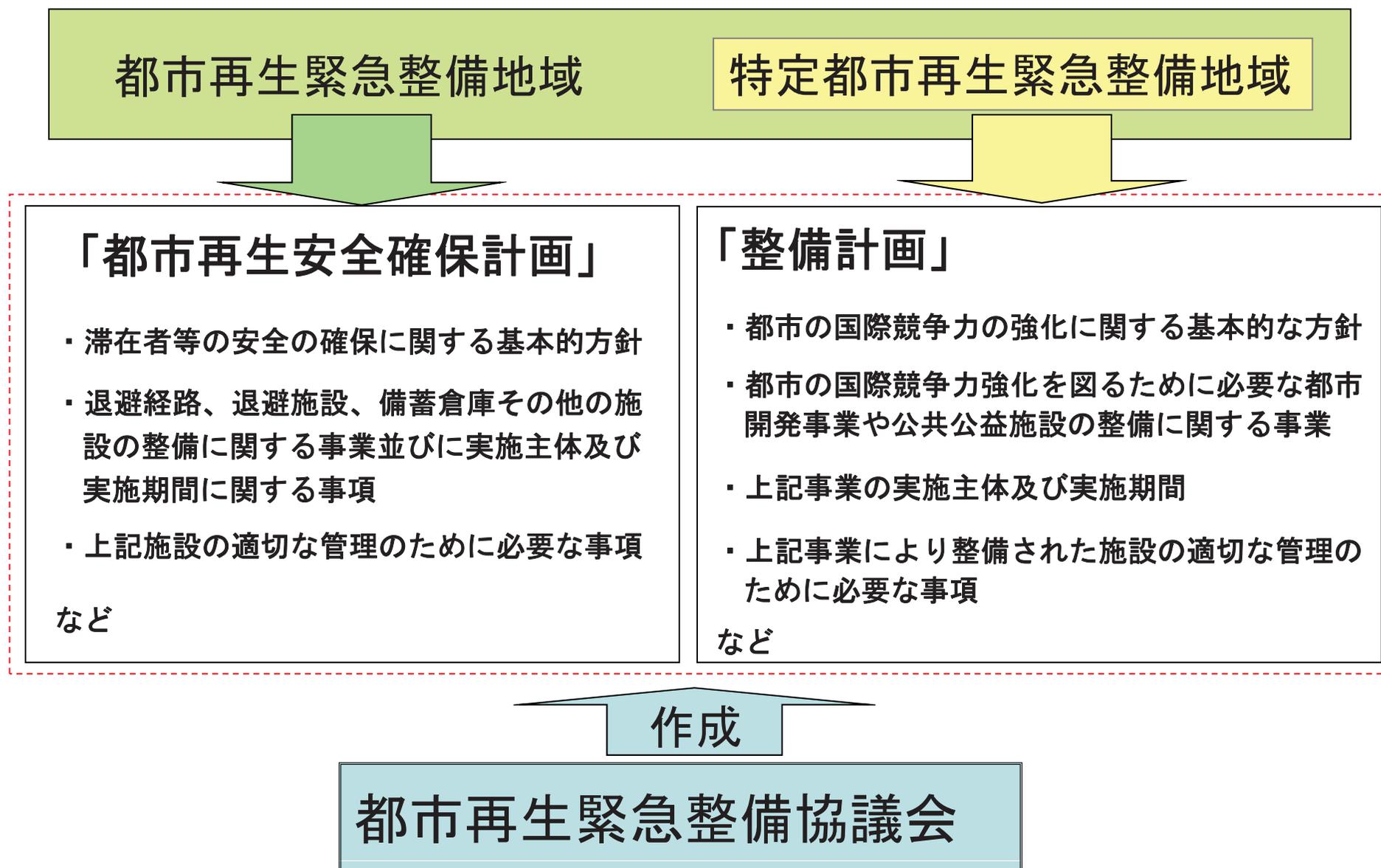
都市再生緊急整備地域

(大阪コスモスクエア駅周辺地域)



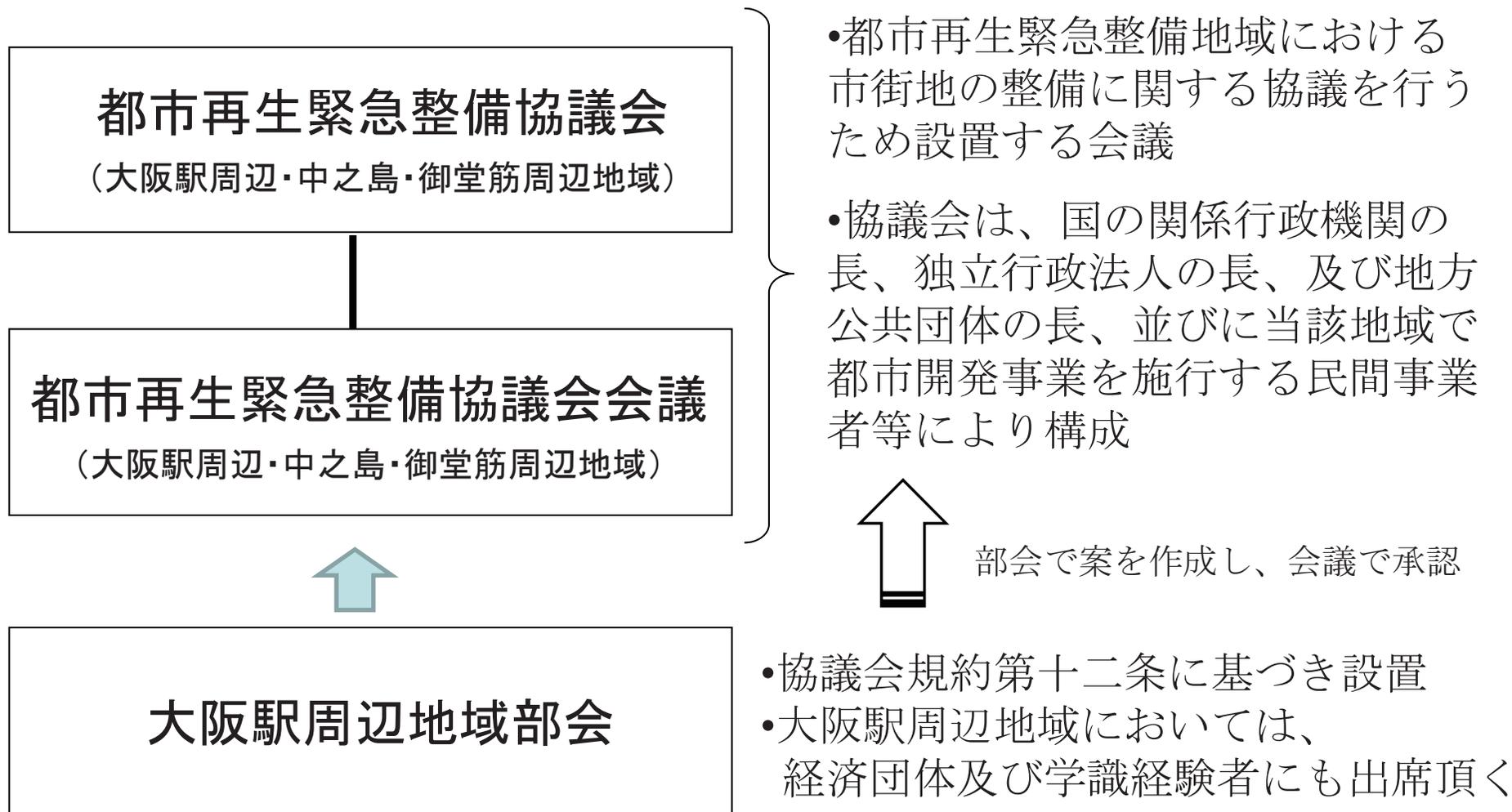
特定都市再生緊急整備地域
(大阪コスモスクエア駅周辺地域)
平成24年1月25日指定

都市再生緊急整備協議会の役割



○協議会は、「都市再生安全確保計画」及び特定都市再生緊急整備地域の「整備計画」を作成することができる（都市再生特別措置法第19条の13、第19条の2）

都市再生緊急整備協議会の構成(大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域)

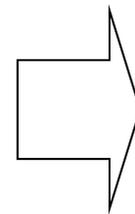


大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会 規約(案)について

協議会

協議会の構成(第三条)

1. 内閣総理大臣および内閣総理大臣の委嘱を受けた国の関係行政機関の長
2. 大阪府知事
3. 大阪市長
4. 独立行政法人の長、関係民間事業者等



協議会の会長 (第四条)

- ・協議会の会長は内閣総理大臣とする
- ・職務代理者をあらかじめ指名

会議

会議の構成(第五条)

協議会の構成員又はこれらの指名する職員

会議の会長(第六条)

会議に議長を定める

会議において協議が調った事項については協議会構成員はその結果を尊重しなければならない(第十一条)

部会

部会(第十二条)

- ・部会の構成員は、協議会の構成員及び部会長が特に必要があると認めるもの
- ・部会に部会長を置く

部会の議決については会議での議決を得たものとみなすことができる(第十二条11)

大阪駅周辺地域部会の今後のスケジュール

